

議案第254号

市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

上記の議案を提出する。

令和7年12月11日

福岡市長 高 島 宗一郎

理由

本件は、市道の管理のかしに基づく損害賠償の額を決定する必要があるので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

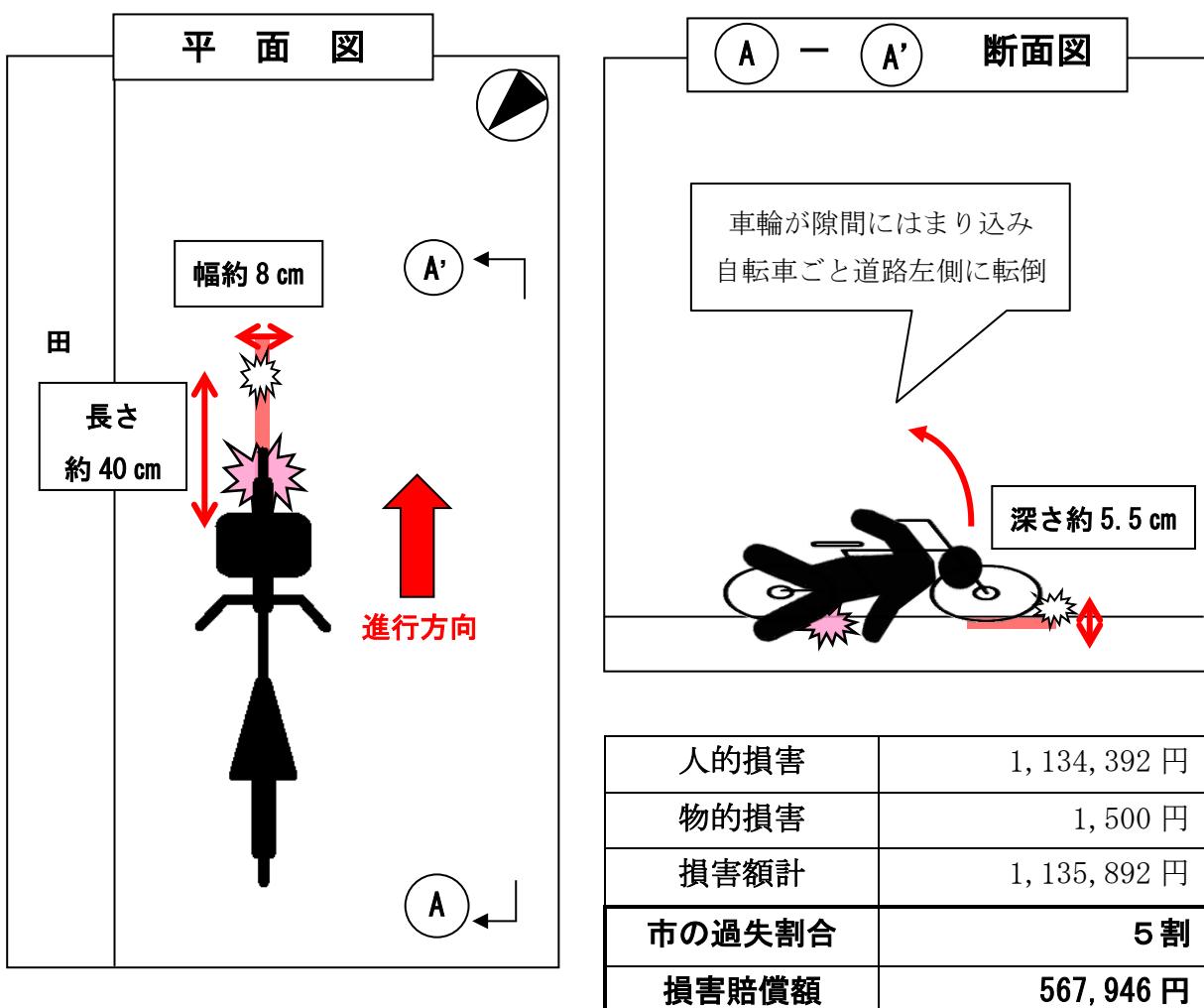
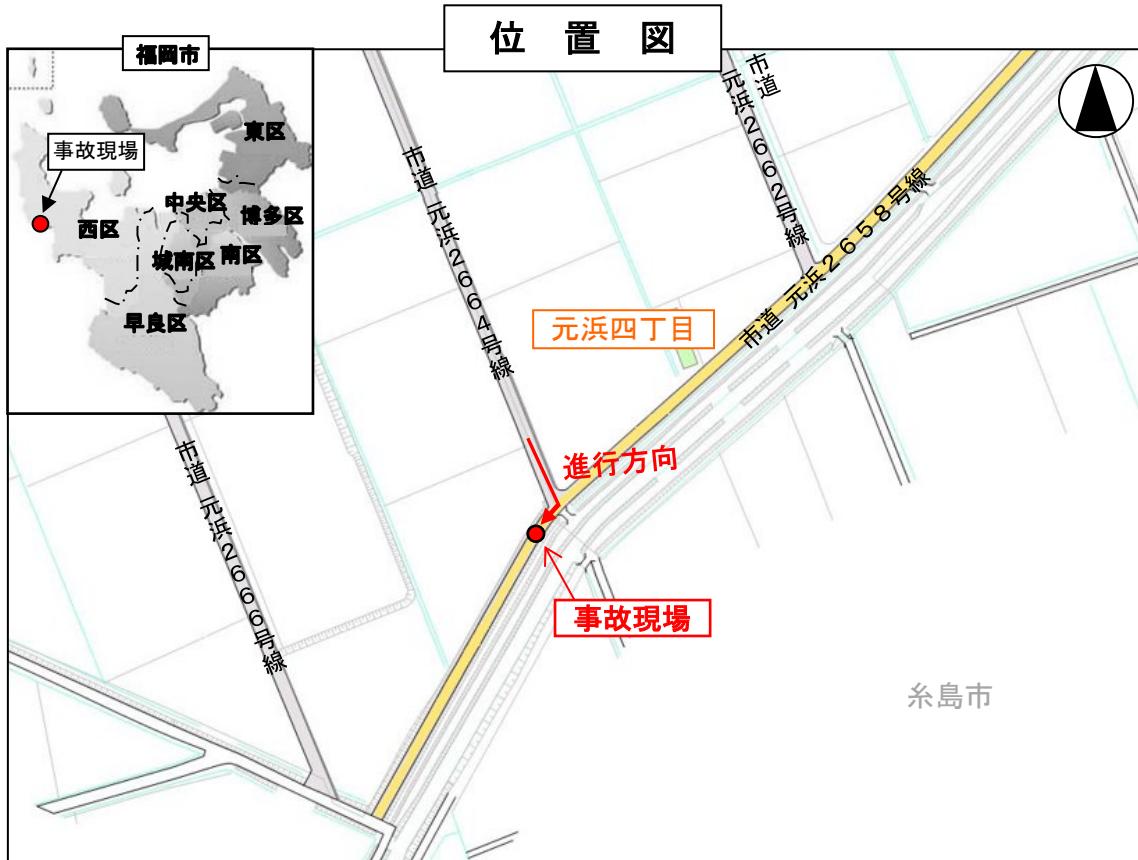
市道の管理のかしに基づく損害賠償の額を次のように決定する。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
(※)福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。	567,946円

2 事件の概要

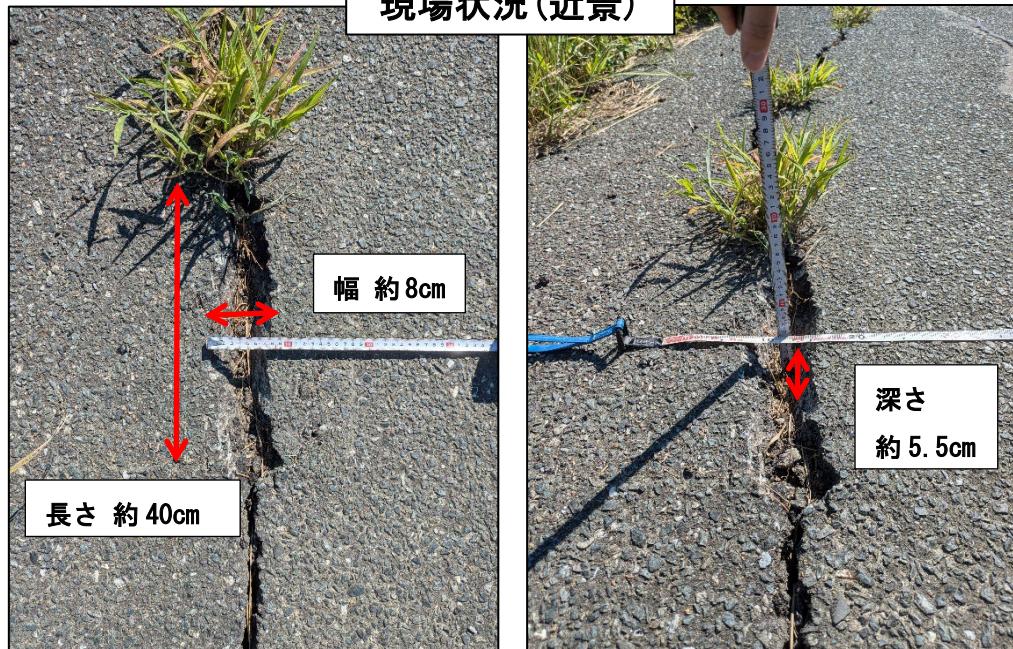
令和6年8月16日午前9時頃、相手方〇〇〇〇〇が、市内西区元浜四丁目3番8付近の市道を自転車で走行中、当該市道の路面が破損していたため、当該箇所に車輪が落ち込んで転倒し、同人が負傷するとともに同人所有の眼鏡が破損して、損害が生じたものである。



現場状況(遠景)



現場状況(近景)



補修後



破損状況（眼鏡）

転倒時にフレームが変形



議案第255号

市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

上記の議案を提出する。

令和7年12月11日

福岡市長 高 島 宗一郎

理由

本件は、市道の管理のかしに基づく損害賠償の額を決定する必要があるので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

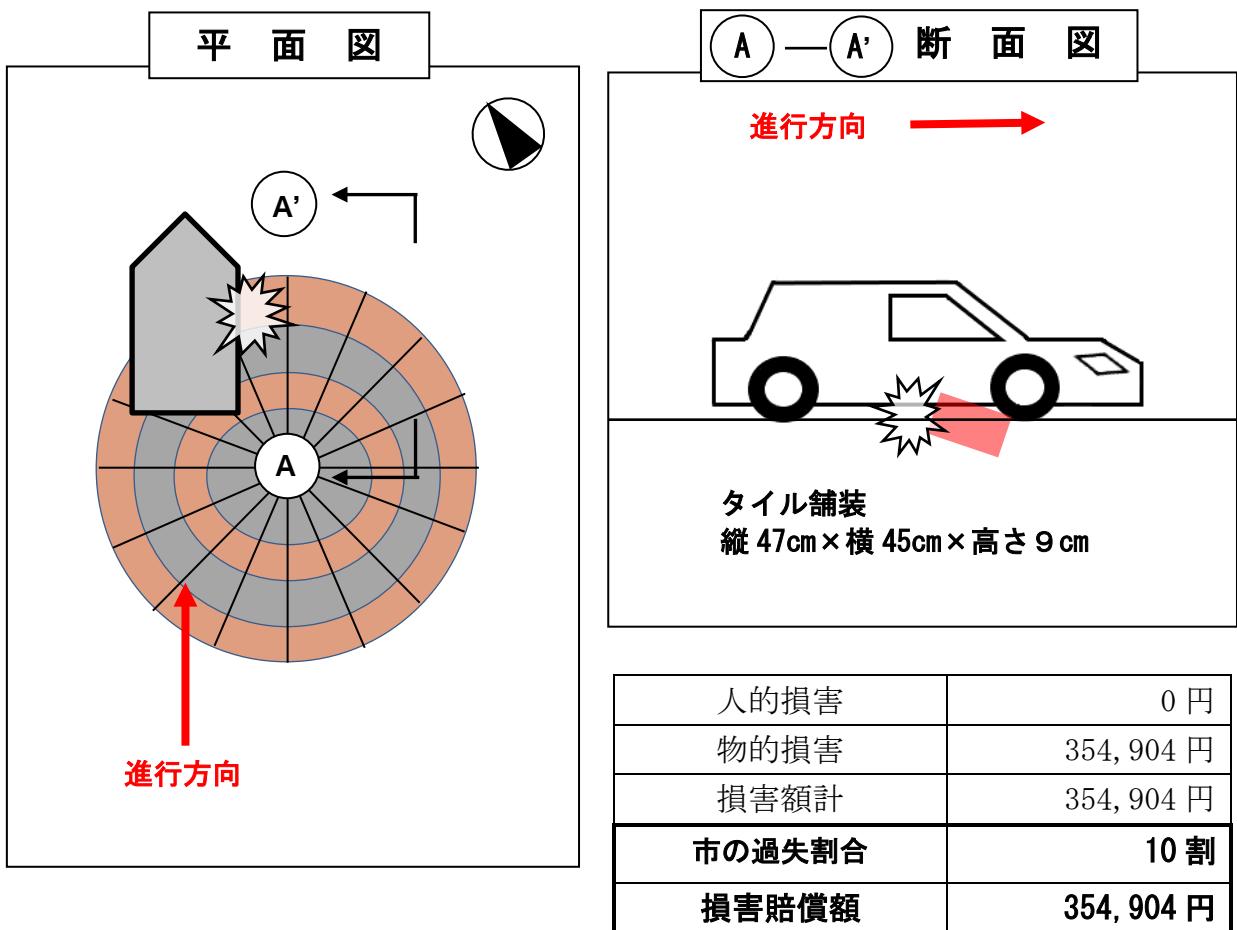
市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

市道の管理のかしに基づく損害賠償の額を次のように決定する。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
(※)福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。	354,904円

2 事件の概要



現場状況(遠景)※再現



現場状況(近景)※再現



補修後



車両全景



破損状況



議案第256号

市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

上記の議案を提出する。

令和7年12月11日

福岡市長 高 島 宗一郎

理由

本件は、市道の管理のかしに基づく損害賠償の額を決定する必要があるので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

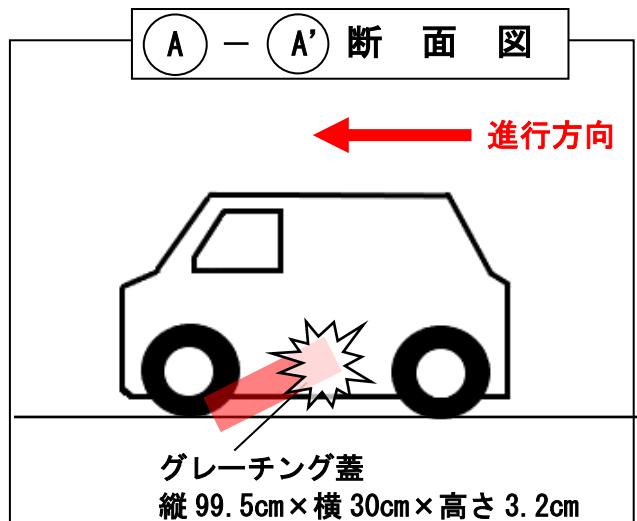
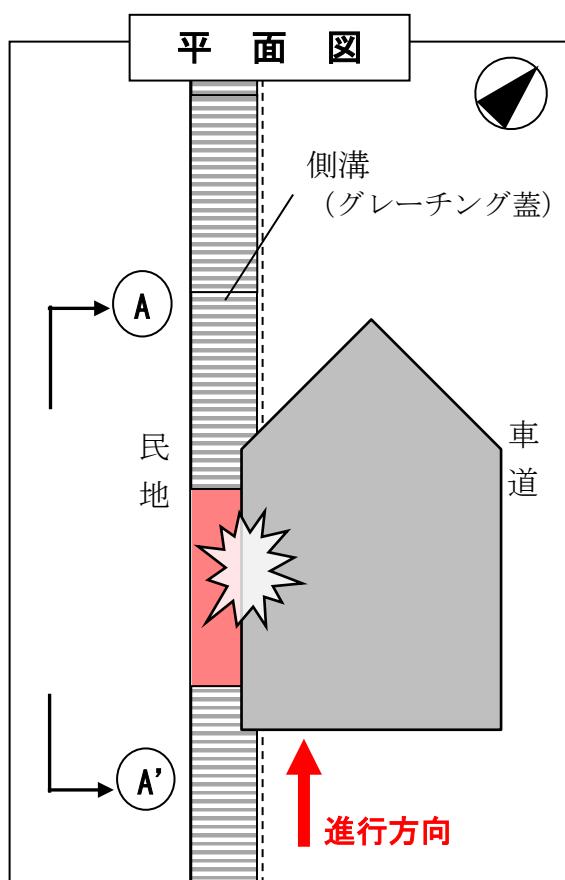
市道の管理のかしに基づく損害賠償の額を次のように決定する。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

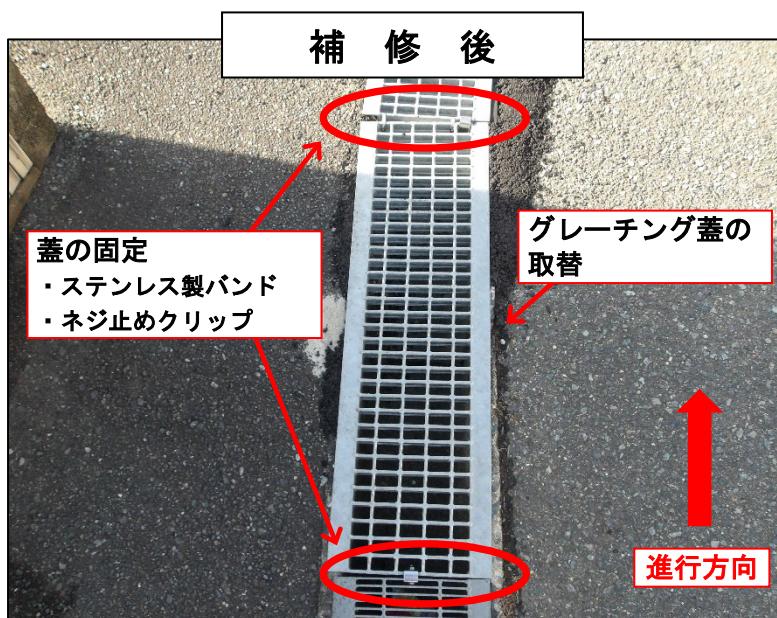
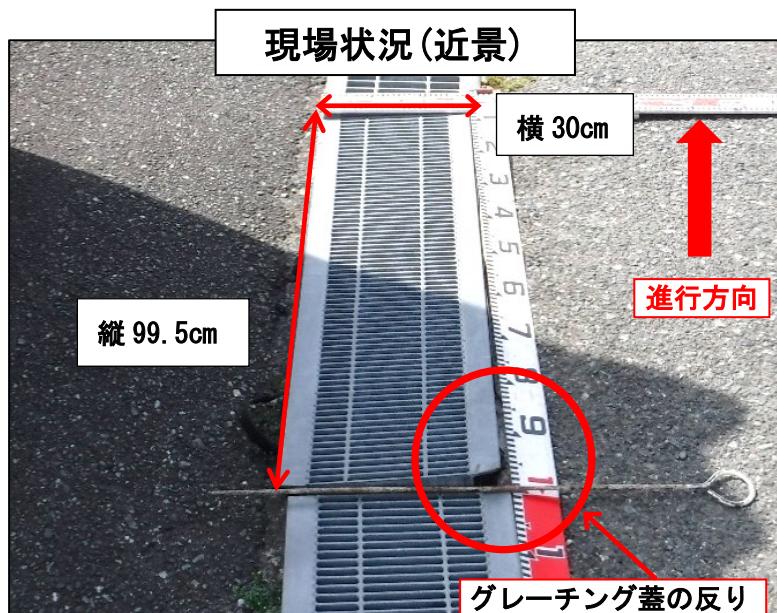
損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
(※)福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。	214,447円

2 事件の概要

令和7年4月17日午後6時頃、相手方○○○所有の普通乗用自動車が、市内東区多々良二丁目21番36号付近の市道を走行中、当該市道の側溝のグレーチング蓋が変形して浮き上がっていたため、当該車両の通過により跳ね上がったグレーチング蓋に接触し、当該車両が破損して損害が生じたものである。



人的損害	0 円
物的損害	214,447 円
損害額計	214,447 円
市の過失割合	10 割
損害賠償額	214,447 円



車両全景



破損状況



車両左側面の損傷

左前輪タイヤの損傷

